

北上市行政区設置規則

令和3年2月25日

規則第4号

改正 令和4年12月15日規則第39号

(行政区の設置)

第1条 市の行政事務の円滑な運営を図るため、別表に定める区域ごとに行政区を置く。

(補則)

第2条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和3年4月1日から施行する。

(北上市区長設置規則の廃止)

2 北上市区長設置規則(平成3年北上市規則第8号)は、廃止する。

附 則(令和4年規則第39号)

この規則は、令和5年2月1日から施行する。

別表(第1条関係)

地区	行政区名	区域
黒沢尻 地区	黒沢尻 1区	堤ヶ丘一丁目及び堤ヶ丘二丁目 藤沢のうち21地割及び22地割の全部並びに19地割の一部 村崎野14地割の一部
	黒沢尻 2区	さくら通り二丁目、さくら通り四丁目及びさくら通り五丁目の全部並びにさくら通り一丁目、さくら通り三丁目、常盤台三丁目及び常盤台四丁目の一部 町分のうち1地割、2地割及び4地割の全部並びに3地割の一部
	黒沢尻 3区	本通り三丁目及び本通り四丁目の全部並びにさくら通り一丁目、さくら通り三丁目、常盤台一丁目、花園町二丁目、花園町三丁目及び本石町二丁目の一部
	黒沢尻 4区	新穀町一丁目、本石町一丁目及び本通り二丁目の一部
	黒沢尻 5区	青柳町二丁目、大通り三丁目及び本通り一丁目の一部
	黒沢尻 6区	九年橋一丁目、九年橋二丁目及び九年橋三丁目の全部並びに大通り二丁目、大通り三丁目、大通り四丁目、若宮町一丁目及び若宮町二丁目の一部

黒沢尻 7区	芳町の全部並びに大曲町、新穀町一丁目、新穀町二丁目及び本通り一丁目の一部
黒沢尻 8区	鍛冶町三丁目及びしらゆりの全部並びに鍛冶町一丁目、鍛冶町二丁目及び新穀町二丁目の一部 町分18地割
黒沢尻 9区	大通り三丁目、大通り四丁目、大曲町、鍛冶町一丁目及び本通り一丁目の一部
黒沢尻 10区	上野町一丁目、上野町二丁目、上野町三丁目、上野町四丁目及び上野町五丁目 里分2地割の一部
黒沢尻 11区	花園町一丁目、花園町二丁目及び花園町三丁目の一部
黒沢尻 12区	幸町、諏訪町一丁目及び諏訪町二丁目の全部並びに花園町一丁目、花園町二丁目及び本通り二丁目の一部
黒沢尻 13区	青柳町一丁目の全部並びに青柳町二丁目、大通り一丁目及び大通り二丁目の一部
黒沢尻 14区	黒沢尻四丁目の全部及び黒沢尻三丁目の一部 里分のうち5地割及び6地割の全部並びに2地割、4地割及び7地割の一部 小鳥崎
黒沢尻 15区	川岸二丁目及び川岸四丁目の全部並びに川岸三丁目及び黒沢尻一丁目の一部 里分のうち12地割の全部及び7地割の一部
黒沢尻 16区	立花のうち2地割、5地割、6地割及び10地割の全部並びに1地割、3地割、4地割、7地割から9地割まで、20地割、23地割及び24地割の一部
黒沢尻 17区	立花のうち22地割及び25地割から30地割までの全部並びに1地割、3地割、4地割、20地割、21地割、23地割及び24地割の一部
黒沢尻 18区	立花のうち11地割から19地割までの全部並びに7地割から9地割まで、20地割及び21地割の一部
黒沢尻 19区	川岸一丁目の全部及び川岸三丁目の一部
黒沢尻 20区	中野町一丁目の全部並びに中野町二丁目及び中野町三丁目の一部
黒沢尻 21区	常盤台一丁目の一部
黒沢尻 22区	常盤台二丁目の全部及び常盤台三丁目の一部

	黒沢尻 23区	常盤台三丁目及び常盤台四丁目の一部 藤沢のうち18地割及び20地割の全部並びに17地割及び19地割の一部
	黒沢尻 24区	有田町、柳原町二丁目及び柳原町五丁目の全部並びに鍛冶町一丁目、鍛冶町二丁目、本石町一丁目及び柳原町一丁目の一部 町分のうち7地割の全部及び3地割の一部
	黒沢尻 25区	柳原町三丁目及び柳原町四丁目の全部並びに本石町二丁目及び柳原町一丁目の一部
	黒沢尻 26区	大通り一丁目、大通り二丁目、若宮町一丁目及び若宮町二丁目の一部
	黒沢尻 27区	黒沢尻二丁目及び孫屋敷の全部並びに黒沢尻一丁目、黒沢尻三丁目、中野町二丁目及び中野町三丁目の一部 里分のうち8地割の全部及び4地割の一部
飯豊地区	飯豊 1区	飯豊のうち1地割、7地割から12地割まで及び15地割から17地割までの全部並びに2地割、13地割、18地割、19地割及び21地割の一部 村崎野5地割の一部
	飯豊 2区	飯豊のうち3地割から6地割まで、20地割、22地割及び23地割の全部並びに2地割、18地割、19地割、21地割、24地割及び25地割の一部 村崎野のうち5地割、10地割、11地割及び20地割の一部 成田のうち19地割から22地割までの全部及び23地割の一部
	飯豊 3区	飯豊のうち14地割の全部及び13地割の一部 村崎野のうち1地割から4地割まで、6地割から9地割までの全部並びに5地割、10地割、12地割及び13地割の一部 藤沢のうち1地割及び2地割の一部
	飯豊 4区	北工業団地の一部 村崎野のうち10地割から12地割まで、17地割から19地割まで及び22地割から24地割まで
	飯豊 5区	村崎野のうち13地割から17地割まで
	飯豊 6区	流通センター 藤沢のうち3地割から16地割までの全部並びに1地割、2地割及び17地割の一部
	飯豊 7区	飯豊25地割の一部

		<p>村崎野のうち26地割の全部及び21地割の一部</p> <p>成田のうち1地割から7地割まで、24地割、25地割、27地割及び28地割の全部並びに23地割及び26地割の一部</p>
	飯豊 8区	村崎野のうち13地割から15地割までの一部
	飯豊 9区	村崎野のうち14地割から16地割まで及び24地割の一部
	飯豊 10区	<p>飯豊24地割の一部</p> <p>村崎野のうち25地割の全部及び18地割から23地割までの一部</p> <p>成田26地割の一部</p>
二子地区	二子 1区	二子町のうち千苺、館下、中村及び山岸の全部並びに蟹沢、上岡島、才の羽々、下岡島及び中居俵の一部
	二子 2区	二子町のうち蟹沢、才の羽々、下岡島、下中島、中居俵及び野田の一部
	二子 3区	二子町のうち上野、上中島、高屋、中島、南田及び明神の全部並びに下中島、堰向、築館、西川目及び野田の一部
	二子 4区	二子町のうち小沼、田尻、鳥喰、鳥喰前及び西小沼の全部並びに上岡島、下谷地、堰向、西川目、羽々下、矢白及び谷地の一部
	二子 5区	二子町のうち上川端、下川端、下瀬打場、尻引及び室屋の全部並びに番匠、日山及び矢白の一部
	二子 6区	<p>北工業団地の一部</p> <p>二子町のうち上瀬打場、宿表及び馬場野の全部並びに宿裏、宿西、宿東、番匠及び坊館の一部</p>
	二子 7区	<p>北工業団地の一部</p> <p>二子町のうち渋谷及び十文字の全部並びに秋子沢、下谷地、宿裏、宿西、宿東、羽々下、日山、坊館及び谷地の一部</p>
	二子 8区	<p>村崎野24地割の一部</p> <p>二子町のうち秋子沢及び築館の一部</p>
更木地区	更木 1区	更木のうち1地割、2地割、13地割、14地割及び27地割の全部並びに3地割、12地割、15地割、25地割、26地割、28地割、29地割及び37地割の一部
	更木 2区	更木のうち4地割から6地割まで及び9地割から11地割までの全部並びに3地割、12地割、15地割から17地割まで、22地割、23地割、25地割、26地割及び37地割の一部
	更木 3区	更木のうち7地割、8地割及び18地割の全部並びに19地割の一部

	更木 4区	更木のうち20地割及び21地割の全部並びに16地割、17地割、19地割、22地割から24地割まで、33地割及び34地割の一部
	更木 5区	更木のうち32地割、35地割及び36地割の全部並びに31地割、33地割及び34地割の一部
	更木 6区	更木のうち30地割の全部並びに24地割、28地割、29地割及び31地割の一部
	更木 7区	臥牛
黒岩地区	黒岩 1区	黒岩のうち11地割から14地割まで及び19地割から27地割までの全部並びに10地割及び18地割の一部
	黒岩 2区	黒岩のうち1地割から9地割まで、15地割及び16地割の全部並びに10地割、17地割及び18地割の一部
	黒岩 3区	黒岩17地割の一部 湯沢及び平沢
口内地区	口内 1区	口内町のうち久田及び新町の全部並びに松坂の一部
	口内 2区	口内町のうち大越田、草刈場、千刈、仁田及び蓬田
	口内 3区	口内町のうち上野田、亀岩、古川口、下雲南、中島、宝海沼及び松越の全部並びに大鳥田の一部
	口内 4区	口内町のうち綾内、金峯山、長洞、宝積及び真木沢の全部並びに亀ヶ森の一部
	口内 5区	口内町のうち雲南、大町、新田、堰根、田谷及び樋渡の全部並びに大鳥田及び亀ヶ森の一部
	口内 6区	口内町のうち青木田、芦沢、荒町及び飛の全部並びに松坂の一部
	口内 7区	口内町のうち岩井、大竹、飛沢、中野、森及び森合
	口内 8区	口内町のうち金田、寒風、反町、中小池、長根及び野
	口内 9区	口内町のうち飯森、金成、行仕、国ヶ森、小洞、境田及び館沢
稲瀬地区	稲瀬 1区	稲瀬町のうち岩川、熊沢及び福田地
	稲瀬 2区	稲瀬町のうち内門岡及び田合田の全部並びに岩脇の一部
	稲瀬 3区	稲瀬町のうち上台、大谷地、水越及び山岸の全部並びに岩脇及び前田の一部
	稲瀬 4区	稲瀬町のうち押切、金附、地藏堂、中谷起及び古河の全部並びに前田の一部
相去地区	相去 1区	相去町のうち赤石鼻、北浦、境、西野、南浦及び門覚の全部並びに相去、川口、西裏、東裏及び町浦の一部

	相去 2区	相去町のうち一本柳、川縁、熊堂、小糠沢、小沼、丁切、塘下、沼縁、白山道、葉の木谷地、松の木及び的山下の全部並びに相去、荒屋敷、川口、十二の木、西裏、東裏、町浦及び山田の一部
	相去 3区	相去町のうち雲南田東、上川原、上川原町分、上平林、下道東、下川原、下谷地、平林、田抱、館、田谷東、寺前沢、中川原、中新田、朴の木、前塘、水木、谷地及び山根梨の木の全部並びに荒屋敷、大関沢、大松沢、上谷木、小関沢、十二の木、館下、寺後沢、丙午及び山田の一部
	相去 4区	相去町のうち赤坂、赤坂前、岩の目、往還西、落合、上大切、笹長根、七里、下谷木、新川原、中大切、中平沢、中谷木、平沢、前稗沢、谷木、役料地、和田、和田尻及び和田前の全部並びに後稗沢、大関沢、大松沢、上谷木、小関沢、館下及び丙午の一部
	相去 5区	相去町のうち揚場、大谷地、大谷地中筋、大谷地長根、上土井、小門岡、下大谷地、下寺沢後、下土井、寺沢後、土井、中大谷地及び中土井の全部並びに後稗沢、大松沢、上大谷地、下寒田清水、高前田、高前檀、寺後沢及び比久尼沢の一部
	相去 6区	相去町のうち旭、内野、大清水、上寒田清水、上三十人町、上成沢、下三十人町、下成沢及び日香下の全部並びに上大谷地、下寒田清水、高前田、高前檀、中成沢及び比久尼沢の一部
	相去 7区	大堤東一丁目、大堤東二丁目及び大堤東三丁目
	相去 8区	大堤北一丁目及び大堤北二丁目
	相去 9区	大堤南一丁目及び大堤南二丁目
	相去 10区	大堤南三丁目 相去町のうち後堤及び蒼前森の全部並びに高前檀及び旧館沢の一部
	相去 11区	大堤西一丁目及び大堤西二丁目 相去町のうち葛西檀、滝の沢及び成沢の全部並びに高前田、高前檀、中成沢及び旧館沢の一部
鬼柳地区	鬼柳 1区	下鬼柳のうち1地割、2地割、7地割及び14地割 鬼柳町のうち川原小屋、鷹鳥羽及び町分の全部並びに打越の一部

	鬼柳 2区	下鬼柳のうち5地割及び15地割の全部並びに4地割の一部 鬼柳町のうち荒堰、荒高、糠塚及び古川の全部並びに打越及び笹淵の一部
	鬼柳 3区	下鬼柳のうち16地割及び17地割の全部並びに4地割の一部 上鬼柳5地割の一部 鬼柳町のうち卯の木、宿、堰合、都鳥及び満屋の全部並びに笹淵、反目及び田の神の一部
	鬼柳 4区	下鬼柳4地割の一部 上鬼柳のうち4地割、6地割及び23地割の全部並びに3地割、5地割及び14地割の一部 鬼柳町のうち下川原、新井田、鼠川原及び柳上の全部並びに元年、反目及び田の神の一部
	鬼柳 5区	上鬼柳のうち1地割、2地割及び13地割の全部並びに3地割及び14地割の一部 鬼柳町のうち寺田、中佐野、膝口及び六軒の全部並びに元年の一部
江釣子 地区	江釣子 1区	上江釣子のうち3地割及び4地割の全部並びに1地割、2地割、5地割及び6地割の一部 滑田9地割の一部
	江釣子 2区	上江釣子のうち8地割及び16地割の全部並びに7地割、9地割、15地割及び17地割の一部 滑田10地割の一部
	江釣子 3区	上江釣子のうち5地割から7地割まで、17地割及び18地割の一部 下江釣子のうち2地割の全部並びに1地割、16地割及び17地割の一部
	江釣子 4区	上江釣子のうち10地割から13地割までの全部並びに9地割の一部 北鬼柳12地割の一部
	江釣子 5区	上江釣子のうち17地割及び18地割の一部 下江釣子16地割の一部
	江釣子 6区	上江釣子のうち14地割及び19地割から21地割までの全部並びに15地割及び18地割の一部 下江釣子1地割及び16地割の一部 北鬼柳19地割の一部

	江釣子 7区	下江釣子のうち9地割から11地割までの全部並びに8地割、12地割、13地割及び18地割の一部
	江釣子 8区	上江釣子のうち1地割及び2地割の一部 下江釣子のうち5地割から7地割まで及び14地割の全部並びに8地割、12地割、13地割、15地割、17地割及び18地割の一部
	江釣子 9区	上江釣子のうち1地割及び5地割の一部 下江釣子のうち3地割及び4地割の全部並びに15地割から17地割までの一部
	江釣子 10区	滑田のうち1地割から5地割までの全部及び6地割の一部
	江釣子 11区	上江釣子6地割の一部 滑田のうち7地割、8地割、11地割から13地割までの全部並びに6地割、9地割、10地割及び14地割の一部
	江釣子 12区	滑田のうち15地割から18地割までの全部並びに14地割、19地割及び20地割の一部
	江釣子 13区	新平
	江釣子 14区	滑田のうち19地割及び20地割の一部 鳩岡崎のうち1地割から6地割までの全部及び7地割の一部 北鬼柳のうち1地割及び8地割の一部
	江釣子 15区	鳩岡崎のうち7地割の一部 北鬼柳のうち2地割から7地割まで及び9地割から11地割までの全部並びに1地割、8地割及び12地割の一部
	江釣子 16区	北鬼柳のうち13地割から18地割までの全部及び19地割から22地割までの一部
	江釣子 17区	北鬼柳のうち23地割から33地割までの全部及び20地割から22地割までの一部
和賀地区	横川目 1区	和賀町横川目のうち3地割から6地割までの全部並びに7地割、8地割及び13地割の一部
	横川目 2区	和賀町横川目のうち9地割から12地割までの全部並びに8地割及び13地割の一部
	横川目 3区	和賀町横川目のうち14地割から22地割までの全部並びに7地割及び13地割の一部
	横川目 4区	和賀町横川目のうち23地割、26地割、27地割及び29地割の全部並びに24地割、25地割、28地割、30地割及び31地割の一部
	横川目 5区	和賀町横川目のうち33地割及び34地割の全部並びに30地割か

	ら32地割まで及び35地割から37地割までの一部 和賀町堅川目のうち1地割及び4地割の一部
堅川目区	和賀町横川目のうち32地割及び35地割から37地割までの一部 和賀町堅川目のうち2地割、3地割及び5地割から7地割までの全部並びに1地割、4地割及び8地割の一部 和賀町藤根1地割の一部 和賀町長沼のうち1地割、2地割及び12地割の一部
仙人区	和賀町仙人
岩沢区	和賀町岩沢のうち8地割から12地割までの全部並びに13地割及び14地割の一部 和賀町山口のうち15地割及び18地割の一部
山口区	和賀町岩沢のうち13地割及び14地割の一部 和賀町山口のうち16地割、17地割、19地割から23地割まで、26地割から31地割まで、33地割、34地割、36地割から48地割までの全部並びに15地割及び18地割の一部 和賀町煤孫のうち1地割、2地割、12地割及び13地割の一部
煤孫 1区	和賀町煤孫のうち8地割、9地割、17地割から21地割までの全部並びに4地割から7地割まで、10地割、15地割及び16地割の一部 和賀町岩崎21地割の一部 和賀町岩崎新田のうち3地割の全部並びに4地割、9地割及び大和の一部 和賀町長沼のうち13地割の全部及び14地割の一部
煤孫 2区	和賀町煤孫のうち11地割及び14地割の全部並びに1地割から4地割まで、10地割、12地割、13地割、15地割、16地割及び望野の一部
岩崎 1区	和賀町岩崎のうち10地割から12地割まで、16地割及び28地割から33地割までの全部並びに8地割、9地割、13地割、17地割及び27地割の一部
岩崎 2区	和賀町岩崎のうち3地割から6地割まで及び14地割の全部並びに2地割、7地割から9地割まで、13地割、15地割及び18地割の一部 和賀町岩崎新田のうち7地割及び8地割の全部並びに5地割、6地割、10地割、豊栄及び大和の一部
岩崎 3区	和賀町煤孫のうち6地割及び7地割の一部

	和賀町岩崎のうち19地割、20地割及び22地割から26地割までの全部並びに15地割、17地割、18地割、21地割及び27地割の一部 和賀町岩崎新田のうち9地割及び10地割の一部 和賀町長沼のうち14地割の一部
新田 1区	和賀町煤孫4地割の一部 和賀町岩崎のうち1地割の全部並びに2地割及び7地割の一部 和賀町岩崎新田のうち1地割及び2地割の全部並びに5地割、6地割、神楽及び豊栄の一部
新田 2区	和賀町煤孫のうち3地割から5地割まで及び望野の一部 和賀町岩崎新田のうち曙、旭ヶ丘、真栄及び大東の全部並びに4地割から6地割まで、9地割、神楽、豊栄及び大和の一部
藤根 1区	和賀町藤根のうち9地割及び10地割の全部並びに6地割、8地割、11地割から13地割までの一部 和賀町後藤のうち4地割及び10地割の一部
藤根 2区	和賀町藤根のうち22地割から25地割まで及び27地割から29地割までの全部並びに11地割、12地割、18地割、19地割、21地割及び26地割の一部
藤根 3区	和賀町藤根のうち2地割から5地割まで、7地割、14地割、15地割及び20地割の全部並びに1地割、6地割、12地割、13地割、16地割、21地割及び26地割の一部 和賀町長沼5地割の一部
藤根 4区	和賀町藤根のうち17地割の全部並びに16地割、18地割及び19地割の一部 和賀町長沼のうち5地割及び6地割の一部
長沼 1区	和賀町堅川目8地割の一部 和賀町長沼のうち3地割、11地割及び15地割の全部並びに1地割、2地割、4地割、5地割及び12地割の一部
長沼 2区	和賀町長沼のうち7地割から10地割までの全部並びに2地割及び4地割から6地割までの一部
後藤 1区	和賀町藤根8地割の一部 和賀町後藤のうち7地割、9地割及び11地割から13地割までの全部並びに2地割、4地割から6地割まで、8地割及び10

		地割の一部
後藤	2区	和賀町横川目のうち24地割、25地割、28地割、31地割及び32地割の一部 和賀町藤根のうち1地割の一部 和賀町後藤のうち1地割及び3地割の全部並びに2地割、4地割から6地割まで及び8地割の一部